

鳥取県訓令第10号

鳥取県情報処理システム事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年 3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県情報処理システム事務処理規程の一部を改正する訓令

鳥取県情報処理システム事務処理規程（昭和58年鳥取県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には、当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>鳥取県情報システム事務処理規程</u></p> <p>（目的） 第1条 この訓令は、<u>県が所管する情報システムの整備、管理及び運用（県以外のもが整備、管理又は運用する情報システムを利用する場合を含む。）に関する基本的な事項を定めることにより、情報システムに係る経費の削減及び品質の向上を通じた業務の効率化の実現を図るとともに、情報システムの適正な調達の実施及び情報資産の保護に資することを目的とする。</u></p> <p>（定義） 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）<u>情報システム</u> ソフトウェア、記録媒体、ネットワーク及び機器等で構成される情報処理又は通信に用いる仕組みをいう。 （2）<u>データ</u> 情報システムにより処理又は通信される情報並びに情報システムを利用して処理する業務に係る紙及びマイクロフィルム等の記録媒体に記録された情報をいう。</p>	<p style="text-align: center;"><u>鳥取県情報処理システム事務処理規程</u></p> <p>（趣旨） 第1条 この訓令は、<u>情報処理システムを利用して事務処理を行う場合の基本的な事項を定めるものとする。</u></p> <p>（定義） 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）<u>情報処理システム</u> コンピュータを利用して行う情報処理を目的として複数の要素が組み合わされた体系をいう。 （2）<u>主務部長</u> 防災監、知事部局の各部長、出納局長及び労働委員会事務局長をいう。 （3）<u>データ</u> 情報処理システムを利用して行う事務処理に必要な情報をいう。</p>

- (3) 情報資産 情報システム及びデータをいう。
(4) 所属長 知事部局、出納局及び労働委員会事務局の課（課に相当するものを含む。）の長をいう。

（システム整備等に係る留意事項）

第3条 所属長は、新たに情報システムの整備、管理又は運用（以下「システム整備等」という。）を行うおうとするときは、当該情報システムを利用して処理しようとする業務の在り方を見直し、及び当該情報システムに係る調達を適正に実施することにより、効率的かつ効果的な情報システムが整備されるようにしなければならない。

2 企画部地域づくり支援局長（以下「地域づくり支援局長」という。）は、所属長がシステム整備等に係る業務を円滑に行うための指針を定めるものとする。

（予算要求前協議）

第4条 所属長は、新たにシステム整備等を行う場合において予算措置を伴うときは、あらかじめ企画部参事監（情報技術に関する統括事務を行う者に限る。以下「IT統括監」という。）に協議しなければならない。既に設置している情報システムを廃止し、又はその全部若しくは一部を変更しようとするときも、同様とする。

2 IT統括監は、前項の規定による協議があったときは、その内容について検討しなければならない。

（データ保護統括者等）

第3条 総務部長は、データ保護統括者として、データの管理に関する事務を統括するものとする。

2 主務部長は、データ管理者として、データの管理に関する事務に当たるものとする。

（行政経営推進課の所掌事務）

第4条 情報処理を効率的に行うため、行政経営推進課は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 情報処理についての指導及び助言に関すること。
- (2) 情報処理についての総合調整に関すること。
- (3) 情報処理システム（行政経営推進課が所掌するものに限る。）の管理及びその運用に関すること。

（情報処理システム導入の協議）

第5条 主務部長は、その所掌する事務の全部又は一部に係る情報処理システムを導入しようとするときは、事前に総務部長に協議しなければならない。

2 総務部長は、前項の規定による協議があったときは、次に掲げる事項について検討しなければならない。

3 IT統括監は、前項の検討の結果を所属長及び総務部財政課長に知らせるとともに、所属長に対して必要な指導又は助言を行うものとする。

(予算執行前協議)

第5条 所属長は、システム整備等に係る予算を執行しようとするときは、あらかじめIT統括監に協議しなければならない。

2 IT統括監は、前項の規定による協議を受けたときは、その内容について検討しなければならない。

3 IT統括監は、前項の検討の結果を所属長に知らせるとともに、所属長に対して必要な指導又は助言を行うものとする。

- (1) 情報処理システムの導入の必要性の有無
- (2) 他の情報処理システムとの連携の要否
- (3) 情報処理システムの仕様の適否
- (4) 情報処理システムの開発及び管理の方法の適否
- (5) 情報処理システムの導入に係る日程の適否

3 総務部長は、前項の検討の結果を主務部長に連絡しなければならない。

(委託に係る留意事項)

第6条 主務部長は、情報処理システムの開発又は運用を委託しようとするときは、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 委託先に関する経営状況、技術水準等の状況
- (2) 委託先におけるデータ保護管理に関する規程及び体制の整備状況
- (3) 委託契約書に明記すべき事項
 - ア データの機密保持に関する条項
 - イ 再委託の禁止又は制限に関する条項
 - ウ 指示目的外の使用及び第三者への提供の禁止に関する条項
 - エ データの複写及び複製の禁止又は制限に関する条項
 - オ 事故発生時における報告義務に関する条項
 - カ アからオまでに掲げる条項に違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関する条項
- (4) 必要に応じ、委託契約書に明記し、又は覚書を取り交わす等の措置を講ずべき事項
 - ア データの授受及び搬送に関する事項
 - イ 委託先におけるデータの保管及び廃棄に関する事項
 - ウ 作業場所、作業範囲、作業内容及び作業責任区分に関する事項

エ 作業内容等の変更に関する事項

オ 委託先におけるデータ保護技術に関する事項

カ 検査の実施に関する事項

(データの管理)

第7条 主務部長は、データについて、漏えい、滅失、
き損等を防止するため、データの授受、搬送、保管
及び廃棄について必要な措置を講じ、データの管理
を適正に行わなければならない。

(情報資産の保護)

第6条 IT統括監は、情報セキュリティ統括管理者
として、情報資産の保護に関する事務を統括するも
のとする。

2 地域づくり支援局長は、県が保有する情報資産の
機密性、完全性及び可用性の確保のため、様々な脅
威に対する抑止、予防、検知及び回復について、あ
らかじめ組織的かつ計画的に取り組むための統一的
な方針を定めなければならない。

3 所属長は、前項の地域づくり支援局長が定める方
針に従い、所掌する業務に係る情報資産の保護を適
正に行わなければならない。

4 前3項の規定は、国、独立行政法人通則法（平成
11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行
政法人その他の者があらかじめ統一的な方針を定め
ている情報資産については、適用しない。ただし、
当該情報資産に係る情報セキュリティ管理者（これ
に相当する者を含む。以下同じ。）からの要請があ
った場合には、IT統括監は、当該情報セキュリ
ティ管理者に対し、必要な助言を行うことができる。

(行政ネットワーク基盤の利用)

第7条 所属長は、所管する情報システムを行政ネッ
トワーク基盤（複数の情報システムの利用に供する
ため、企画部地域づくり支援局情報政策課長（以下
「情報政策課長」という。）が設置し、及び運用す
るネットワークをいう。）に接続しようとするとき
は、あらかじめ情報政策課長の承認を受けなければ
ならない。既に接続している情報システムを廃止
し、又はその全部若しくは一部を変更しようとする
ときも、同様とする。

(調査報告)

第8条 情報政策課長は、この規程の目的を達成する
ために必要があると認めるときは、システム整備等

に関し、所属長に対して報告を求め、又は実地に調査することができるものとする。

(情報の把握)

第9条 情報政策課長は、情報システムの適切な管理に資するため、常に情報システムに係る最新の情報を把握するものとする。

(準用規定)

第10条 知事は、他の任命権者から情報システムに係る事務処理について要請を受けた場合には、当該任命権者が所轄する部局の課（課に相当するものを含む。）の長を第2条第4号の所属長とみなしてこの訓令を準用することができる。

(委任)

第11条 この訓令に定めるもののほか、情報システムに係る事務処理に関し必要な事項は、別に定める。

(委任)

第8条 この訓令に定めるもののほか、情報処理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。